

## 令和5年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年12月7日  
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和5年12月7日(木) 9時32分 宣告

会議録署名議員の氏名 13番 石田 茂春 議員 14番 高宮 陽一 議員

### 1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

### 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本直行
総務課長	吉田	隆	危機管理室長	曾我部一彦
会計管理者	齋藤	和幸	水産振興室長	橋本博志
財政課長	長田	寿幸	都市計画課長	石田傑
税務課長	池本	繁樹	総務学校教育課長	金井和昭
町民課長	和田	美由貴	社会教育課長	中村恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	中山根淳一
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野一
環境課長	原	秀人	都万支所長	近藤勝志
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長補佐	高平重也
農林水産課長	河北	尚夫		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長　村上克樹　庶務係長　齋賀千春

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 92 号 隠岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例
- 議 第 93 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 94 号 隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第 95 号 隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 96 号 隠岐の島町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 97 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 98 号 地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 99 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 100 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 101 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議 第 102 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町商工業振興センター改修工事〕
- 議 第 103 号 工事請負変更契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕
- 議 第 104 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町水産業振興センター〕
- 議 第 105 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設ビジターセンター〕
- 議 第 106 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設・隠岐の島町都万漁港海岸環境施設〕
- 議 第 107 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町国分寺外苑牛突場〕
- 議 第 108 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町デイサービスセンター〕
- 議 第 109 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町養護老人ホーム・隠岐の島町老人短期入所施設〕
- 議 第 110 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町特別養護老人ホーム・隠岐の島町

高齢者共同住宅]

- 議 第 111 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町農産物加工品流通拠点・交流滞在施設]
- 議 第 112 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町製氷施設]
- 議 第 113 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町漁船保全修理施設]
- 議 第 114 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町レストハウス]
- 議 第 115 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町闘牛公園]
- 議 第 116 号 指定管理者の指定について [隠岐国分寺蓮華会舞演舞場]
- 議 第 117 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町農業近代化施設]
- 議 第 118 号 指定管理者の指定について [隠岐の島町林業総合センター]
- 議 第 119 号 令和 5 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議 第 120 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 121 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 122 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 123 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 124 号 令和 5 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 125 号 令和 5 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 126 号 令和 5 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 127 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(西郷歯科診療所)特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 128 号 令和 5 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 5 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣言 9 時 32 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 13 番：石田 茂春 議員、14 番：高宮 陽一 議員を指名します。

## 日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 15 日までの 9 日間に決定いたしました。

## 日 程 第 3. 諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和 5 年第 3 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについて、ご報告申し上げます。

10 月 1 日に「隠岐の島町関西ふるさと会総会」が四年ぶりに大阪市で開催され、出席いたしました。

「会の集い」には、池田町長を始め豊中市長、関西隠岐人会などからもご出席があり、160 名を超える参加者の中、舞台では隠岐民謡などが披露され、出郷の方々が、隠岐の島町に想いを馳せる様子も垣間見え、終始、和やかな集いとなりました。

10 月 31 日には「島根県町村議会議長会主催による全議員研修会」が松江市において開催され、隠岐の島町議会から 14 名の議員が出席いたしました。

研修では、お二人の方から講演があり、最初に一般社団法人 官民共創未来コンソーシアム代表理事 小田理恵子氏から「町民に信頼される議会であり続けるためにすべきこと」と題して、「地方議会におけるハラスメントの実態と防止策、根絶に向けた動き」についてご教授いただきました。出席した議員各位には、ハラスメントについて再認識できたと思います。信頼される議会のため、研修で学んだことを念頭に議会活動にご尽力いただきたい

と願うところです。

続いて、一般社団法人 人口減少対策総合研究所理事長 河合雅司氏から「人口減少を見据えた社会構築の在り方」についてご教授いただきました。その中で、人口減少を前提にした社会構築についての視点のお話もあり、一考すべき内容ありました。

11月11日から12日かけて「第2回目の住民と議会との懇談会」を町内6会場で開催いたしました。

今回の懇談会では、現在「議員定数・報酬特別委員会」で検討している、議員定数、報酬や地域課題等について、ご意見を伺ってまいりました。現在、所管の広報広聴常任委員会でとりまとめを行っておりますが、執行部各位のご協力をいただく場面もあろうかと思っておりますので、ご協力願います。

次に、11月21日の議会運営委員会までに1件の請願を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」とおり、委員会に付託することにいたしましたので、ご理解願います。

次に、去る第3回定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付の「意見書処理報告」とおり、関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣について前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管しておりますので、必要に応じてご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

#### 日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

#### ○番外（町長 池 田 高 世 偉）

おはようございます。令和5年第4回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の制定及び一部改正、指定管理者の指定並びに令和5年度一般会計補正

予算及び特別会計の補正予算など 37 件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願ひを申し上げます。

本日は通例の「行政報告」の前に、少しお時間をいただき、本町の「ゼロカーボンシティ」に関する宣言をさせていただきますことを、ご了承いただきたいと思います。

この度、本町は、各地の地方自治体と足並みを揃え、官民挙げた地域循環共生圏への取り組みとしたしまして、本日ここに「ゼロカーボンシティ」を次のとおり宣言いたします。

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、漁場の変化や水産資源の減少、猛暑や豪雨等の自然災害も頻発しております。

次世代を担う子どもたちに隠岐の豊かな自然環境を継承していくことは私たちの責務であります。隠岐の豊かな自然や歴史・文化を子どもたちやその先の世代へ引き継ぎ、「隠岐びとが隠岐を愛し、隠岐を誇りに思って語れる」ことが、重要であると考えます。

我が町、隠岐の島町は、地域循環共生圏（ローカル SDGs）への取り組みを加速させるとともに、町民・行政・事業者が一体となり、2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」実現に向け取り組んでいくことを、ここに宣言します。

以上、今後の各種施策への取り組みにつきまして、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、9 月に開催をいたしました「令和 5 年第 3 回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

最初に、「竹島に関する要望活動」について、ご報告申し上げます。

隠岐島 4 か町村長、議長会等で構成する「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」として、例年実施しております要望活動を 9 月 28 日、29 日に内閣府を始めとする国の関係機関、並びに島根県選出等の国会議員の皆様に対し行ってまいりました。

今回は、島前より期成同盟会副会長でもある坂栄西ノ島町長にもご同行いただき、隠岐島一丸となって領有権確立に向けた要望活動が出来たものと確信しております。

要望内容は昨年同様に、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」、「隠岐の島町への国直轄による竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」、及び「学校教育における竹島に関する学習の強化」の 5 項目について要望いたしました。

この活動も旧五箇村時代から 20 数年目となります、要望内容の 5 項目のうち、教育問

題以外は何も進展がないのが現状であります。

今回の要望活動では特に、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」と「国境離島における海上警備体制の更なる強化」の2項目について、島民に対して少しでも前向きな回答がいただきたいと要望してまいりましたが、明確な回答は得られませんでした。ただし、面会出来ました議員の皆様からは関係機関へ要望内容を訴えていくとのお話をいただきましたので、今後の国の動きに注視していくとともに引き続き関係機関への要望活動を行ってまいります。

次に、「隠岐の海引退、君ヶ濱襲名披露大相撲」について、ご報告申し上げます。

去る9月30日、東京の両国国技館において開催されました、「隠岐の海引退、君ヶ濱襲名披露の大相撲」に参加してまいりました。会場では、断髪式の他、18年間の力士人生の結びの取組み等が行われ、全国の支援者はもとより、隠岐から遠路駆け付けた大勢の島民の皆様と共に、会場全体が、高揚感と一体感に包まれた感動の場面となりました。

「隠岐の海闘」の最後の勇姿は、隠岐の島出身力士らしく個性にあふれており、特に、最後の取組みは「隠岐古典相撲」の形式がとられ、SNS等で様々な情報が発信されるなど、君ヶ濱親方のお陰で全国へ向けての大きなPRとなりました。

また、10月16日には「大相撲八角部屋隠岐合宿感謝の集い」が役場町民ホールで行われました。平成23年度から9回にわたり実施された隠岐合宿に際し、お世話になった隠岐水産高校様、食生活改善推進協議会様、港町自治会様に対して実行委員会から「感謝状」をお贈りし、また八角部屋からも「記念品」が贈呈されました。

当日は、平日にも関わらずたくさんの町民の皆様が参加され、改めて本町を代表する功労者「隠岐の海闘」に対する関心の高さを実感いたしました。

今後は、君ヶ濱親方として後進の指導に努められ、次世代の本町出身力士等の発掘と育成に、その力を存分に發揮されます事を心より祈念し、18年間のご功労に対し、町民の皆様と共に、感謝の思いをお伝えさせていただきました。

町民の皆様のこれまでのご理解とご協力に対しまして改めまして、感謝申し上げます。  
ありがとうございました。

次に、「第26回全国闘牛サミット」の開催につきまして、ご報告申し上げます。

10月21日から22日の日程で、鹿児島県徳之島の伊仙町におきまして開催されました、「第26回全国闘牛サミット協議会総会」について報告いたします。

全国6県9市町から闘牛関係者が多数参加され、「後継者不足対策」「闘牛大会の実況、

「わかりやすい解説」などについて活発に意見交換がされました。

会議の最後に「伝統文化の相互連携」「次世代への継承」「伝統資源を活かした地域活性」の3本柱からなる「サミット宣言」が決議され、闘牛文化の今後ますますの発展に向けた取り組みについて確認いたしました。

また、2日間に渡って「徳之島なくさみ館」で行われました、記念大会では、島内外から連日3,000人を超すお客様が来場され、会場は満席となりました。徳之島における、闘牛習俗を支える裾野の広さに、本町での今後の在り方を考えさせられる大会でありました。

全隠岐牛突き連合会関係者の皆様方には、多大なるご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

次に、「クロトシン市 日本フェスティバル」の参加につきまして、ご報告申し上げます。

本町と友好都市提携を結んでおります、クロトシン市において開催されました「日本フェスティバル」へ参加するため、11月22日から30日にかけまして、同市を表敬訪問してまいりました。当日は、在ポーランド日本国臨時代理大使をはじめ、たくさんの関係者がご来場の中、日本文化の様々な側面を紹介する数多くのワークショップや展示に加え、隠岐民謡も上映され、たくさんの市民の皆様が楽しんでおられました。

また、本町の中学校と文通交流をしておりますクロトシン市の小学校や、5月に本町へ来島されましたポーランド国の各企業へも訪問し、日本の文化をこよなく愛するポーランド国民にとって、隠岐の文化はその中でも特別なものであることを改めて感じたところであります。

また、これまで相撲をきっかけとして、文化交流、教育交流、経済観察団の受け入れなど行ってきたところでございますが、今後につきまして、継続的に交流するためにも相互訪問を5周年ごとの記念の年に実施することを確認したところでございます。

これまでの長い交流の歴史の中で、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深め、日本を、また隠岐を理解していただくきっかけになったと確信しております。

今後、交流を進める上で、十分にその意義を確認しながら、慎重に進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、「隠岐の島町戦没者追悼式」の開催について、ご報告を申し上げます。

11月12日に、隠岐島文化会館において「隠岐の島町戦没者追悼式」を開催いたしました。

戦後 78 年を経過し、先の大戦を経験した世代の減少とともに、遺族の高齢化が進むなか、本町では 5 年ぶりの開催となりました。

当日は、遺族会役員をはじめ、遺族・一般の方 74 名、来賓として隱岐支庁長様をはじめ、本町議会議員の皆様を含め 17 名の方々にご参列をいただきました。

式典の中で、主催者を代表し、私から式辞として、戦没者の御靈みたまに対し、謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、ご遺族の皆様に心から愛惜あいせきの意を表しました。更に、世界の恒久平和を願い、これまで先人の方々が築き上げてこられました歴史、文化を糧としながら、希望にあふれ、心豊かに安心して暮らせる町づくりの実現に向け、力強く歩んでゆくことをお誓い申し上げました。

また、島後遺族会会长並びに大江副議長より追悼のことばをいただきました。

本町では、引き続き、遺族会との協議の上、従来どおり隔年での開催とし、取り組んでまいります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、9 月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います

## ○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

## 日程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 92 号「隱岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例」から議第 128 号「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 37 件を一括して議題といたします。

## 日程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 37 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

## ○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第 92 号から議第 100 号までの 9 件につきましては、条例の制定及び一部改

正に関する議案であります。

まず、議第 92 号の「隠岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例」についてであります。本町の商工業振興の拠点施設として整備した「隠岐の島町商工業振興センター」を適正に管理するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 93 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでありますが、人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものであります。

次に、議第 94 号の「隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料に関する規定などを定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 95 号の「隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてであります。さらなる子育て支援の充実に向け、令和 6 年 4 月診療分から助成対象を拡大し、乳幼児から高校 3 年生までの医療費無料化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 96 号の「隠岐の島町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。ふれあいセンターにつきましては、保健センターとしての機能を新庁舎町民ホールにおいて果たせていることから、廃止することといたしましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 97 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産される被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 98 号の「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」及び、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」の改正により、事業者に対する税制優遇措置の期間の延長など、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 99 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。保育施設の運営基準を定める内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支

援施設等の運営に関する基準」の改正に併せ、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 100 号の「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。正規職員の給料表の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 101 号の「町道路線の認定、変更及び廃止」についてであります。これまでも道路認定されていなかった路線を認定するとともに、名前が重複していた路線につきまして、一旦廃止し、新たに町道として認定するものであります。そのほか、道路改良工事に伴い 2 路線を変更、1 路線を廃止するものであります。

続きまして、議第 102 号及び議第 103 号の 2 件につきましては、「工事請負変更契約の締結に関する議案」であります。

まず、議第 102 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町商工業振興センター改修工事〕」についてであります。給排水管工事について、現地精査の結果、配管ルートの変更により、既設植栽を撤去する必要が生じました。また、汚水ポンプの仕様変更に伴う制御盤の追加、空調機器設置場所の変更等に伴う電源設備の変更、既設和式便器の洋式便器への取替工事を追加することから、工事請負変更契約を締結いたしました。議決を求めるものであります。

次に、議第 103 号の「工事請負変更契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕」についてであります。近年全国的な問題となってきております建設工事の作業員不足等により、施工に不測の日数を要したことから工期の延長が必要となりました。工事請負変更契約を締結いたしました。議決を求めるものであります。

次に、議第 104 号から議第 118 号の 15 件につきましては、「指定管理者の指定」に関する議案であります。

まず、議第 104 号の「隠岐の島町水産業振興センター」についてであります。管理運営を指定管理者に行わせることとし公募したこととし公募したところ、2 団体から応募がありました。「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適正な管理が見込まれると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 105 号の「隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設ビジターセンター」から議第 115 号の「隠岐の島町闘牛公園」までの 11 件、15 施設につきましては、公募したところ、それぞれ 1 団体から応募があり、申請内容等を審査した結果、当該団体において

適正な管理が見込めるところから、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 116 号の「隱岐国分寺蓮華会舞演舞場」から議第 118 号の「隱岐の島町林業総合センター」までの 3 件、3 施設につきましては、隱岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。

これらの 15 議案につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 119 号から議第 128 号までの 10 件につきましては、令和 5 年度一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 119 号の「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 4,514 万 3,000 円の追加であります。補正後の予算額を 178 億 8,409 万 6,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、文化財保存継承事業、障がい者福祉サービス事業、観光振興事業、港整備港湾改修事業等に要する経費を計上しております。

そのほか、条例の改正に併せ、必要となる人件費を増額しております。

また、繰越明許費は、「第 2 表繰越明許費」のとおり、「県立高校施設整備事業」におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じましたので、計上いたしております。

併せて、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 120 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は 252 万 9,000 円の追加であります。補正後の予算額を 19 億 1,370 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容は、産前産後期間の保険税軽減措置の創設に伴う国民健康保険システム改修業務委託料、及び人件費の増額であります。

次に、議第 121 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は 110 万 6,000 円の追加であります。補正後の予算額を 2 億 381 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 122 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は 202 万 9,000 円の追加であります。補正後の予算額を 1 億 3,424 万 4,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 123 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 136 万 7,000 円の追加であります。補正後の予算額を 1 億 1,474 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 124 号の「令和 5 年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2,554 万 9,000 円の追加であります。補正後の予算額を 20 億 3,176 万円とするものであります。

補正の主な内容は、総務費におきましては人件費の増額、及び設備更新工事の追加による施設管理費の増額であります。

事業費におきましては、市町村設置浄化槽整備事業において設置申請の実績により増額するものであります。

併せまして「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 125 号の「令和 5 年度隱岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 43 万 8,000 円の追加であります。補正後の予算額を 2,987 万 9,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 126 号の「令和 5 年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 201 万 9,000 円の追加であります。補正後の予算額を 4 億 3,561 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします過年度分保険料等負担金の額確定に伴う増額であります。

次に、議第 127 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 219 万 2,000 円の追加であります。補正後の予算額を 5,970 万 9,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費及び技工委託料の増額であります。

次に、議第 128 号の「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてであります。収益的予算の補正額は収益的支出において 104 万 8,000 円の追加であります。補正後の予算額を 6 億 3,345 万円とするものであります。

補正の内容は、職員給与費の増額及び特別損失の減額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的収入におきまして6,300万円の減額、資本的支出において6,288万6,000円の減額であります、補正後の予算額を資本的収入は2億2,312万円、資本的支出は4億9,897万3,000円とするものであります。

補正の内容は、建設改良工事の一部を翌年度以降の施工したことによる減額、及び職員給与費の増額であります。

以上、37件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 10時12分）

（全員協議会開会宣言 10時12分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 11時01分）

（本会議再開宣言 11時01分）

### 日程 第7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日12月8日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

次の本会議は、12月11日に開き「一般質問」を行います。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会宣言 11時01分）

以下余白